

「中小企業の会計に関する指針」の改正 旧指針との対照表

平成 18 年 4 月 25 日

【総論】

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p><b>〔目的〕</b></p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 株式会社は、<u>会社法</u>により、計算書類の作成が義務付けられている。</li> <li>➤ 中小企業の会計に関する指針（以下「本指針」という。）は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。</li> <li>➤ このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。</li> <li>➤ このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。</li> </ul> <p>1．中小企業の会計 - 計算書類の作成義務</p> <p>株式会社及び持分会社の会計の原則は、<u>会社法第 431 条及び第 614 条において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする</u>とされているとともに、<u>会社計算規則の定めるところにより、適時に正確な会計帳簿の作成と計算書類（株式会社にあっては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の作成が義務付けられている。</u>この<u>一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行</u>の一つとして、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「会計基準」という。）がある。会計基準においては、中小企業の特徴を考慮した簡便的な方法が設けられている場合もあり、また、会計実務では、具体的な規定が会計基準において定められていないような場合など、一定の状況下では、法人税法で定める処理が参照されている。</p> <p>2．本指針作成の経緯</p>	<p><b>〔目的〕</b></p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 株式会社は、<u>商法</u>により、計算書類の作成が義務付けられている。</li> <li>➤ 中小企業の会計に関する指針（以下「本指針」という。）は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。</li> <li>➤ このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、<u>会社法施行後における</u>会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。</li> <li>➤ このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。</li> </ul> <p>1．中小企業の会計 - 計算書類の作成義務</p> <p>株式会社は、<u>商法</u>により、計算書類の作成が義務付けられている。その作成方法は、<u>商法総則の商業帳簿の規定と、株式会社の計算の規定に定められているほかは、商法第 32 条第 2 項において「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされている。</u>この「<u>公正ナル会計慣行</u>」の中の一つとして、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「会計基準」という。）がある。会計基準においては、中小企業の特徴を考慮した簡便的な方法が設けられている場合もあり、また、会計実務では、具体的な規定が会計基準において定められていないような場合など、一定の状況下では、法人税法で定める処理が参照されている。</p> <p>2．本指針作成の経緯</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>旧商法では、計算書類の作成に関して、総則の商業帳簿の規定と、株式会社の計算の規定に定められているほかは、第 32 条第 2 項において「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされていたものの、中小企業が適用することができる「公正ナル会計慣行」とは何かが十分には明確になっていないと指摘されていた。</p> <p>そこで、中小企業が、資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するため、平成 14 年 6 月に中小企業庁が、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表した。また、これに呼応して、平成 14 年 12 月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、平成 15 年 6 月に日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をそれぞれまとめ、その普及を図ってきた。本指針は、これら 3 つの報告を統合するものとして、平成 17 年 8 月に公表されたものである。</p> <p><u>今般、会社法、会社法施行規則及び会社計算規則の制定に伴い本指針の見直しを行うものである。</u></p> <p>3 . 本指針の目的</p> <p>本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。</p> <p>また、会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」が導入された。本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。</p> <p>もっとも、会計参与を設置した会社が、本指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではない。</p>	<p>従来、中小企業が適用することができる「公正ナル会計慣行」とは何かが十分には明確になっていないと指摘されてきた。そこで、中小企業が、資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するため、平成 14 年 6 月に中小企業庁が、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表した。また、これに呼応して、平成 14 年 12 月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、平成 15 年 6 月に日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をそれぞれまとめ、その普及を図ってきた。本指針は、これら 3 つの報告を統合するものである。</p> <p>3 . 本指針の目的</p> <p>本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。</p> <p>また、平成 18 年度内の施行を目途として立法作業が行われている会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」の導入が予定されている。本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。</p> <p>もっとも、会計参与を設置した会社が、本指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することも、<u>当然に認められる。</u></p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p><b>【対象】</b></p> <p>要 点</p> <p>➤ 本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。</p> <p>(1) 証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社</p> <p>(2) <u>会計監査人を設置する会社及びその子会社</u></p> <p>➤ <u>特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社</u>についても、本指針に拠ることが推奨される。</p> <p>4. 本指針の適用対象とする株式会社</p> <p>本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。</p> <p>(1) 証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社</p> <p>(2) <u>会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）及びその子会社</u></p> <p>これらの株式会社は、公認会計士又は監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき<u>計算書類（財務諸表）</u>を作成することから、本指針の適用対象外とする。</p> <p>5. <u>特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社</u></p> <p><u>特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社</u>についても、計算書類を作成するに当たり、本指針に拠ることが推奨される。</p> <p>本指針では、本指針の適用対象となる会社を中小企業という。</p> <p><b>【本指針の作成に当たっての方針】</b></p> <p>要 点</p> <p>➤ <u>企業</u>の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべ</p>	<p><b>【対象】</b></p> <p>要 点</p> <p>➤ 本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。</p> <p>(1) 証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社</p> <p>(2) <u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）上の大会社（みなし大会社を含む。）及びその子会社</u></p> <p>➤ <u>有限会社、合名会社又は合資会社</u>についても、本指針に拠ることが推奨される。</p> <p>4. 本指針の適用対象とする株式会社</p> <p>本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。</p> <p>(1) 証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社</p> <p>(2) <u>商法特例法上の大会社（みなし大会社を含む。）及びその子会社</u></p> <p>これらの株式会社は、公認会計士又は監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき<u>財務諸表</u>を作成することから、本指針の適用対象外とする。</p> <p>5. <u>有限会社、合名会社又は合資会社</u></p> <p><u>有限会社、合名会社又は合資会社</u>についても、計算書類を作成するに当たり、本指針に拠ることが推奨される。</p> <p>本指針では、本指針の適用対象となる会社を中小企業という。</p> <p><b>【本指針の作成に当たっての方針】</b></p> <p>要 点</p> <p>➤ <u>会社</u>の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべ</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>きである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。</p> <p>➤ 会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である。</p> <p>6．会計基準とその限定的な適用</p> <p>中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。</p> <p>投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、<u>企業</u>の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。本指針は、基本的に、このような考え方に基づいている。</p> <p>しかしながら、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。そこでは、配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる。また、中小企業においては、経営者自らが<u>企業</u>の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。本指針では、その点も考慮して、中小企業が<u>拠ることが望ましい会計処理や注記等</u>を示している。</p> <p>7．法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合</p> <p>法人税法で定める処理を会計処理として適用できるのは、以下の場合である。</p>	<p>きである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。</p> <p>➤ 会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である。</p> <p>6．会計基準とその限定的な適用</p> <p>中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。</p> <p>投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、<u>会社</u>の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。本指針は、基本的に、このような考え方に基づいている。</p> <p>しかしながら、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。そこでは、配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる。また、中小企業においては、<u>会計情報を適時・正確に作成することにより、経営者自らが会社</u>の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。本指針では、その点も考慮して、中小企業が<u>拠ることが望ましい会計処理のあり方</u>を示している。</p> <p>7．法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合</p> <p>法人税法で定める処理を会計処理として適用できるのは、以下の場合である。</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>(1) 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる<u>場合</u></p> <p>(2) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる<u>場合</u></p>	<p>(1) 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる<u>とき</u></p> <p>(2) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる<u>とき</u></p>
<p><b>〔本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項〕</b></p> <p>要 点</p> <p>（略）</p> <p>8．本指針の記載範囲</p> <p>（略）</p> <p>9．本指針の適用に当たっての留意事項</p> <p>（略）</p>	<p><b>〔本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項〕</b></p> <p>要 点</p> <p>（略）</p> <p>8．本指針の記載範囲</p> <p>（略）</p> <p>9．本指針の適用に当たっての留意事項</p> <p>（略）</p>

【各論】

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p><b>〔金銭債権〕</b></p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 金銭債権には、その<u>取得価額</u>を付す。</li> <li>➤ 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、<u>適正な価格を付す</u>ことができる。</li> </ul> <p>10. 金銭債権の定義 （略）</p> <p>11. 貸借対照表価額 金銭債権には、その<u>取得価額</u>を付す。</p> <p>12. 取得価額と債権金額とが異なる場合の処理 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合<u>その他相当の理由がある場合には、適正な価格で計上することができる。すなわち、債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得したときは、取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額が金利の調整であるときは、決済期日までの期間にわたり、每期一定の方法で取得価額に加減して処理することが認められている。</u> ただし、取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合には、決済時点において差額を損益として認識することもできる。</p> <p>13. 時価評価 市場価格のある金銭債権については、時価又は<u>適正な価格</u>をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理することができる。</p>	<p><b>〔金銭債権〕</b></p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 金銭債権には、その<u>債権金額</u>を付す。</li> <li>➤ 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、<u>取得価額で計上</u>することができる。</li> </ul> <p>10. 金銭債権の定義 （略）</p> <p>11. 貸借対照表価額 金銭債権には、その<u>債権金額</u>を付す。</p> <p>12. 取得価額と債権金額とが異なる場合の処理 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、<u>取得価額で計上</u>することができる。すなわち、<u>債権金額より高い代金で買い入れたときは、相当の増額をした金額をもって貸借対照表に計上し、債権金額より低い代金で買い入れたときその他相当の理由があるときは、相当の減額をした金額をもって、貸借対照表に計上することが認められている。</u> <u>なお、債権金額と取得価額との差額が金利の調整であるときは、決済期日までの期間にわたり、每期一定の方法で加減して処理する。</u>ただし、取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合には、決済時点において差額を損益として認識することもできる。</p> <p>13. 時価評価 市場価格のある金銭債権については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理することができる。</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>14. 金銭債権の譲渡 （略）</p> <p>15. 貸借対照表上の表示</p> <p>(1) 営業上の債権 受取手形（通常の取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、<u>経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。</u>）に基づいて発生した手形債権）及び売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金）は、流動資産の部に表示する。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものは、投資その他の資産の部に表示する。</p> <p>(2) 営業上の債権以外の債権 (1)以外の債権であって、<u>事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に現金化できると認められるものは、流動資産の部に表示し、それ以外のものは、投資その他の資産の部に表示する。</u></p> <p>(3) 関係会社に対する金銭債権 関係会社に対する金銭債権は、次のいずれかの方法により表示する。</p> <p>その金銭債権が属する項目ごとに、他の金銭債権と区分して表示する。 その金銭債権が属する項目ごとに、又は2以上の項目について一括して、注記する。</p> <p>（削除）</p> <p>(4) （略）</p>	<p>14. 金銭債権の譲渡 （略）</p> <p>15. 貸借対照表上の表示</p> <p>(1) 営業上の債権 売掛金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に表示する。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権等で決算期後1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものは、投資その他の資産の部に表示する。</p> <p>(2) 営業上の債権以外の債権 (1)以外の金銭債権であって、<u>その履行時期が決算期終了後1年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に表示し、それ以外のものは、投資その他の資産の部に表示する。</u></p> <p>(3) 支配株主等に対する金銭債権 支配株主又は子会社に対する金銭債権は、次のいずれかの方法により表示する。</p> <p>その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区別して記載する。 その金銭債権が属する科目ごとに、又は2以上の科目について一括して、注記する。</p> <p>(4) 取締役等に対する金銭債権 取締役、監査役等に対する金銭債権は、<u>その総額を注記する。</u></p> <p>(5) （略）</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>16. デリバティブ （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条、第 85 条、第 106 条、第 134 条第 6 号 金融商品に係る会計基準 第三・一、四 法人税法第 61 条の 5、第 61 条の 6</p> <p>〔貸倒損失・貸倒引当金〕 要 点 （略）</p> <p>17. 貸倒損失 （略）</p> <p>18. 貸倒引当金 (1)～(3) （略） (4) 貸借対照表上の表示 貸倒引当金は、原則として対象となった各項目ごとに控除形式で表示する。 ただし、流動資産又は投資その他の資産から一括して控除形式で表示する方法、又は対象となった項目から直接控除して注記する方法によることもできる。 (5) 損益計算書上の表示 貸倒引当金の繰入、戻入（取崩し）は債権の区分ごとに行う。当期に直接償却により債権額と相殺した後、貸倒引当金に期末残高があるときは、これを当期繰入額と相殺し、繰入額の方が多い場合は、その差額を貸倒引当金繰入</p>	<p>16. デリバティブ （略）</p> <p>【関連項目】 商法施行規則第 30 条、第 53 条～第 55 条、第 70 条～第 71 条、第 75 条 金融商品に係る会計基準 第三・一、四 法人税法第 61 条の 5、第 61 条の 6</p> <p>〔貸倒損失・貸倒引当金〕 要 点 （略）</p> <p>17. 貸倒損失 （略）</p> <p>18. 貸倒引当金 (1)～(3) （略） (4) 貸借対照表上の表示 貸倒引当金は、原則として対象となった各科目ごとに控除形式で表示する。 ただし、流動資産又は投資その他の資産から一括して控除形式で表示する方法、又は対象となった科目から直接控除して注記する方法によることもできる。 (5) 損益計算書上の表示 貸倒引当金の繰入、戻入（取崩し）は債権の区分ごとに行う。当期に直接償却により債権額と相殺した後、貸倒引当金に期末残高があるときは、これを当期繰入額と相殺し、繰入額の方が多い場合は、その差額を貸倒引当金繰入</p>



改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>入額として、次のとおり表示する。</p> <p>営業上の取引に基づいて発生した債権に対するもの・・・販売費 、 以外のもの ……営業外費用 臨時かつ巨額のもの ……特別損失</p> <p>また、取崩額の方が多い場合は、その取崩差額を特別利益に計上する。なお、繰入及び戻入については、実務上、いわゆる洗替方式による処理が行われていることが少なくないが、上記の取扱いにより表示されることに留意する。</p> <p><b>【関連項目】</b>  <u>会社計算規則第 5 条第 4 項、第 109 条、第 134 条</u>  企業会計原則 第三・四、注解 17  金融商品に係る会計基準 第四  会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 122 項～第 125 項  法人税法第 52 条  <u>法人税法施行令第 96 条</u></p> <p><b>〔有価証券〕</b>  要 点  ➤ 有価証券（株式、債券、投資信託等）は、保有目的の観点から、以下の 4 つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 売買目的有価証券</li> <li>(2) 満期保有目的の債券</li> <li>(3) 子会社株式及び関連会社株式</li> <li>(4) その他有価証券</li> </ol>	<p>額として、次のとおり表示する。</p> <p>営業上の取引に基づいて発生した債権に対するもの・・・販売費 、 以外のもの ……営業外費用 臨時かつ巨額のもの ……特別損失</p> <p>また、取崩額の方が多い場合は、その取崩差額を特別利益に計上する。なお、繰入及び戻入については、実務上、いわゆる洗替方式による処理が行われていることが少なくないが、上記の取扱いにより表示されることに留意する。</p> <p><b>【関連項目】</b>  <u>商法施行規則第 30 条</u>  企業会計原則 第三・四、注解 17  金融商品に係る会計基準 第四  会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 122 項～第 125 項  法人税法第 52 条</p> <p><b>〔有価証券〕</b>  要 点  ➤ 有価証券（株式、債券、投資信託等）は、保有目的の観点から、以下の 4 つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 売買目的有価証券</li> <li>(2) 満期保有目的の債券</li> <li>(3) 子会社株式及び関連会社株式</li> <li>(4) その他有価証券</li> </ol>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）				旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）			
<p>➤ 有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。</p> <p>ただし、「その他有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券を時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は純資産の部に計上する。</p> <p>➤ 市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。</p>				<p>➤ 有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。</p> <p>ただし、「その他有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券を時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は資本の部に計上する。</p> <p>➤ 市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。</p>			
19. 有価証券の分類と会計処理の概要				19. 有価証券の分類と会計処理の概要			
有価証券は、保有目的等の観点から以下の4つに分類し、それぞれ次のように会計処理する。				有価証券は、保有目的等の観点から以下の4つに分類し、それぞれ次のように会計処理する。			
分類		貸借対照表価額	評価差額	分類		貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券		時 価	損益（営業外損益）	売買目的有価証券		時 価	損益（営業外損益）
満期保有目的の債券		償却原価 （取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益	満期保有目的の債券		償却原価 （取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益
子会社株式及び 関連会社株式		取得原価	該当なし	子会社株式及び 関連会社株式		取得原価	該当なし
その 他有 価 証 券	市場価格あり	時 価	純資産の部（税効果考慮後の額） （全部純資産直入法の場合）	その 他有 価 証 券	市場価格あり	時 価	資本の部（税効果考慮後の額） （全部資本直入法の場合）
	市場価格なし	取得原価 （債券：償却原価）	該当なし （償却原価法による差額：営業外損益）		市場価格なし	取得原価 （債券：償却原価）	該当なし （償却原価法による差額：営業外損益）
(1) 売買目的有価証券				(1) 売買目的有価証券			
売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保				売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保			

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>有する有価証券をいう。売買目的有価証券については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益（営業外損益）として処理する。本指針においては、売買目的有価証券とその他有価証券との区分を法人税法の規定に従って分類することも認められる。法人税法の規定において、売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券（企業支配株式を除く。）であって、以下に掲げるものとされている。</p> <p>専担者売買有価証券（トレーディング目的の専門部署を設置している場合に、その目的のために取得した有価証券）</p> <p>、（略）</p> <p>(2)、(3)（略）</p> <p>(4) その他有価証券</p> <p>その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。</p> <p>その他有価証券については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理する。ただし、市場価格のあるその他有価証券を保有していても、それが多額でない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とすることもできる。</p> <p>市場価格のない有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券について、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>20．有価証券の取得原価</p> <p>（略）</p>	<p>有する有価証券をいう。売買目的有価証券については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益（営業外損益）として処理する。</p> <p>本指針においては、売買目的有価証券とその他有価証券との区分を法人税法の規定に従って分類することも認められる。法人税法の規定において、売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券（企業支配株式を除く。）であって、以下に掲げるものとされている。</p> <p>専担者売買有価証券（<u>会社</u>がトレーディング目的の専門部署を設置している場合に、その目的のために取得した有価証券）</p> <p>、（略）</p> <p>(2)、(3)（略）</p> <p>(4) その他有価証券</p> <p>その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。</p> <p>その他有価証券については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は洗替方式に基づき、全部資本直入法又は部分資本直入法により処理する。ただし、市場価格のあるその他有価証券を保有していても、それが多額でない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とすることもできる。</p> <p>市場価格のない有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券について、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>20．有価証券の取得原価</p> <p>（略）</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>21．有価証券の評価方法 （略）</p> <p>22．有価証券の減損  (1)、(2)（略）</p> <p>23．貸借対照表上の表示        売買目的有価証券及び<u>事業年度の末日</u>後 1 年以内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は、投資その他の資産に属するものとする。        例えば、売買目的有価証券以外に流動資産の有価証券に含まれるものの例としては次のものがある。        (1)、(2)（略）        したがって、保有する株式がその他有価証券に該当する場合には、投資有価証券（固定資産）として記載する。</p> <p>24．損益計算書上の表示 （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>  <u>会社計算規則第 5 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 6 項、第 106 条第 3 項第 1 号二、第 4 号イ、第 113 条第 1 項</u>        金融商品に係る会計基準 第三・二        会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 47 項～第 96 項        法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号</p>	<p>21．有価証券の評価方法 （略）</p> <p>22．有価証券の減損  <u>有価証券の減損処理については、商法上、強制適用されることに留意する。</u>        (1)、(2)（略）</p> <p>23．貸借対照表上の表示        売買目的有価証券及び<u>決算日</u>後 1 年以内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は、投資その他の資産に属するものとする。        例えば、売買目的有価証券以外に流動資産の有価証券に含まれるものの例としては次のものがある。        (1)、(2)（略）        したがって、保有する株式がその他有価証券に該当する場合には、投資有価証券（固定資産）として記載する。</p> <p>24．損益計算書上の表示 （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>  <u>商法施行規則第 28 条第 1 項、第 32 条第 2 項、第 3 項</u>         金融商品に係る会計基準 第三・二        会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 47 項～第 96 項        法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>法人税法施行令第 68 条、第 119 条の 12</p> <p><b>〔棚卸資産〕</b></p> <p>要 点 （略）</p> <p>25．棚卸資産の範囲 （略）</p> <p>26．棚卸資産の取得価額 （略）</p> <p>27．棚卸資産の評価基準 （略）</p> <p>28．棚卸資産の評価方法 （略）</p> <p>29．棚卸資産の評価損 （略）</p> <p><b>【関連項目】</b></p> <p><u>会社計算規則第 5 条、第 106 条</u>  企業会計原則 第三・五、注解 21  法人税法第 29 条  法人税法施行令第 28 条～第 33 条、第 68 条</p>	<p>法人税法施行令第 119 条の 12</p> <p><b>〔棚卸資産〕</b></p> <p>要 点 （略）</p> <p>25．棚卸資産の範囲 （略）</p> <p>26．棚卸資産の取得価額 （略）</p> <p>27．棚卸資産の評価基準 （略）</p> <p>28．棚卸資産の評価方法 （略）</p> <p>29．棚卸資産の評価損 （略）</p> <p><b>【関連項目】</b></p> <p><u>商法施行規則第 28 条</u>  企業会計原則 第三・五、注解 21  法人税法第 29 条  法人税法施行令第 28 条～第 33 条、第 68 条</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）

旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）

〔経過勘定等〕

要 点  
（略）

30．経過勘定の定義  
（略）

31．経過勘定等に係る会計処理

(1)（略）

(2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定として処理しないことができる。また、本指針においては、前払費用のうち当期末においてまだ提供を受けていない役務に対応する前払費用の額で、支払日から1年以内に提供を受ける役務に対応する金額については、継続適用を条件に費用処理することができる。

(3) 立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なものについては、適正な項目を付して資産又は負債として計上し、また、当期の費用又は収益とすべき金額については、適正な項目に計上して費用又は収益として処理しなければならない。

32．経過勘定の貸借対照表上の表示

経過勘定は、次のように貸借対照表に表示する。

	表示項目	表示箇所
前払費用	前払費用	流動資産
	長期前払費用（事業年度の末日後1年を超えて費用となる部分）	投資その他の資産

〔経過勘定等〕

要 点  
（略）

30．経過勘定の定義  
（略）

31．経過勘定等に係る会計処理

(1)（略）

(2) ただし、前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定として処理しないことができる。また、本指針においては、前払費用のうち当期末においてまだ提供を受けていない役務に対応する前払費用の額で、支払日から1年以内に提供を受ける役務に対応する金額については、継続適用を条件に費用処理することができる。

(3) 立替金、仮払金、仮受金等の科目のうち、金額の重要なものについては、適正な科目を付して資産又は負債として計上し、また、当期の費用又は収益とすべき金額については、適正な科目に計上して費用又は収益として処理しなければならない。

32．経過勘定の貸借対照表上の表示

経過勘定は、次のように貸借対照表に表示する。

項 目	表示科目	表示箇所
前払費用	前払費用	流動資産
	長期前払費用（決算日後1年を超えて費用となる部分）	投資その他の資産

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）				旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）			
	前受収益	前受収益	流動負債		前受収益	前受収益	流動負債
	前受収益	長期前受収益（事業年度の末日後 1 年を超えて収益となる部分）	固定負債		前受収益	長期前受収益（決算日後 1 年を超えて収益となる部分）	固定負債
	未払費用	未払費用	流動負債		未払費用	未払費用	流動負債
	未収収益	未収収益	流動資産		未収収益	未収収益	流動資産
<p>【関連項目】</p> <p>（略）</p> <p>【固定資産】</p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して規則的な償却を行う。ただし、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることができる。</li> <li>➤ 圧縮記帳は、<u>その他利益剰余金の区分における積立て及び取崩し</u>により行う。ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産並びに交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産については、直接減額方式によることができる。</li> <li>➤ 予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならない。なお、当該減損額は、減損損失として損益計算書の特別損失に計上する。</li> <li>➤ ゴルフ会員権は取得原価で評価する。ただし、時価があるものについて時価が著しく下落した場合又は時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行う。</li> </ul> <p>33. 固定資産の取得価額</p>				<p>【関連項目】</p> <p>（略）</p> <p>【固定資産】</p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して規則的な償却を行う。ただし、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることができる。</li> <li>➤ 圧縮記帳は、<u>利益処分方式</u>により行う。ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産並びに交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産については、直接減額方式によることができる。</li> <li>➤ 予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならない。なお、当該減損額は、減損損失として損益計算書の特別損失に計上する。</li> <li>➤ ゴルフ会員権は取得原価で評価する。ただし、時価があるものについて時価が著しく下落した場合又は時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行う。</li> </ul> <p>33. 固定資産の取得価額</p>			

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>(略)</p> <p>34. 固定資産の減価償却</p> <p>有形固定資産の減価償却の方法は、定率法、定額法その他の方法に従い、毎期継続して適用し、みだりに変更してはならない。なお、減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。</p> <p>減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。</p> <p>算定された減価償却費は、その性質に応じて製品原価又は期間費用として処理する。減価償却計算に適用した耐用年数又は残存価額が、その設定に当たり予測できなかった機能的な原因等により著しく不合理となった場合等には、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づき過年度における減価償却累計額を修正し、その修正額を特別損失に計上する。</p> <p>租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除き<u>その他利益剰余金の区分における積立て及び取崩し</u>により繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上する。</p> <p>なお、無形固定資産の減価償却の方法は、定額法その他の方法に従い、毎期継続して適用する。</p> <p>35. 圧縮記帳</p> <p>固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、<u>その他利益剰余金の区分における積立て及び取崩し</u>により<u>圧縮額</u>から繰延税金負債を控除した純額を積立金として計上する。</p> <p>ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、直接減額方式による圧縮記帳をすることができる。また、交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した固定資産についても、</p>	<p>(略)</p> <p>34. 固定資産の減価償却</p> <p>有形固定資産の減価償却の方法は、定率法、定額法その他の方法に従い、毎期継続して適用し、みだりに変更してはならない。なお、減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。</p> <p>減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。</p> <p>算定された減価償却費は、その性質に応じて製品原価又は期間費用として処理する。減価償却計算に適用した耐用年数又は残存価額が、その設定に当たり予測できなかった機能的な原因等により著しく不合理となった場合等には、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づき過年度における減価償却累計額を修正し、その修正額を特別損失に計上する。</p> <p>租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除き<u>利益処分方式</u>により繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上する。</p> <p>なお、無形固定資産の減価償却の方法は、定額法その他の方法に従い、毎期継続して適用する。</p> <p>35. 圧縮記帳</p> <p>固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、<u>利益処分方式</u>により<u>圧縮記帳額</u>から繰延税金負債を控除した純額を積立金として計上する。</p> <p>ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、直接減額方式による圧縮記帳をすることができる。また、交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した固定資産についても、直接減額方式に準じた処理も認められる。</p>



改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>直接減額方式に準じた処理も認められる。</p> <p>36．有形固定資産及び無形固定資産の減損  固定資産について予測することができない減損が生じたときは、<u>その時の取得原価から相当の減額をしなければならない。</u>  減損損失の認識及びその額の算定に当たって、減損会計基準の適用による技術的困難性等を勘案し、本指針では、資産の使用状況に大幅な変更があった場合に、減損の可能性について検討することとする。  具体的には、固定資産としての機能を有していても将来使用の見込みが客観的にないこと又は固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には減損損失を認識するものとする。なお、資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。</p> <p>37．ソフトウェア  （略）</p> <p>38．ゴルフ会員権  (1) ゴルフ会員権の評価  ゴルフ会員権は、取得原価で評価する。ただし、ゴルフ会員権の計上額の重要性が<u>高い</u>場合で、以下の要件に該当するときは、減損処理を行う。  、（略）  (2) （略）</p> <p>【関連項目】  会社計算規則第 5 条第 2 項、第 3 項第 2 号、第 181 条第 2 項</p>	<p>36．有形固定資産及び無形固定資産の減損  固定資産について予測することができない<u>物理的・機能的減損</u>が生じたときは、相当の減額をしなければならない。また、<u>固定資産に物理的・機能的減損が生じていなくても使用状況と時価により減損処理を行うことがある。</u>  減損損失の認識及びその額の算定に当たって、減損会計基準の適用による技術的困難性等を勘案し、本指針では、資産の使用状況に大幅な変更があった場合に、減損の可能性について検討することとする。  具体的には、固定資産としての機能を有していても将来使用の見込みが客観的にないこと又は固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には減損損失を認識するものとする。なお、資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。</p> <p>37．ソフトウェア  （略）</p> <p>38．ゴルフ会員権  (1) ゴルフ会員権の評価  ゴルフ会員権は、取得原価で評価する。ただし、ゴルフ会員権の計上額の重要性が<u>大きい</u>場合で、以下の要件に該当するときは、減損処理を行う。  、（略）  (2) （略）</p> <p>【関連項目】</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p> <u>企業会計原則 第一・五、注解 3</u>  <u>企業会計原則 第三・五</u>            固定資産の減損に係る会計基準            研究開発費等に係る会計基準 <u>三及び四</u>            会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 12 項、第 135 項、第 223 項、第 311 項            法人税法第 33 条第 2 項            法人税法施行令第 68 条            減価償却資産の耐用年数等に関する省令         </p> <p> <b>〔繰延資産〕</b>            要 点            ▶ 創立費、開業費、研究費及び開発費、新株発行費等、社債発行費、社債発行差金は、原則として費用処理する。なお、<u>これらの項目については繰延資産として資産に計上することができる。</u>            ▶ 研究費及び開発費のうち、新知識の発見を目的とした計画的な調査及び探求並びに新製品等への研究成果その他の知識の具体化に係る費用は、その発生時に費用処理することが望ましい。            ▶ 費用として処理しなかった税法固有の繰延資産は、長期前払費用等として計上する。         </p> <p>           39．繰延資産の定義            （略）         </p> <p>           40．繰延資産の範囲            （略）         </p>	<p> <u>企業会計原則 第三・五</u>  <u>企業会計原則 第一・五、注解 3</u>            固定資産の減損に係る会計基準            研究開発費等に係る会計基準 <u>第三・四</u>            会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 12 項、第 135 項、第 223 項、第 311 項            法人税法第 33 条第 2 項            法人税法施行令第 68 条            減価償却の耐用年数等に関する省令         </p> <p> <b>〔繰延資産〕</b>            要 点            ▶ 創立費、開業費、研究費及び開発費、新株発行費等、社債発行費、社債発行差金は、原則として費用処理する。なお、繰延資産として計上することもできる。            ▶ 研究費及び開発費のうち、新知識の発見を目的とした計画的な調査及び探求並びに新製品等への研究成果その他の知識の具体化に係る費用は、その発生時に費用処理することが望ましい。            ▶ 費用として処理しなかった税法固有の繰延資産は、長期前払費用等として計上する。         </p> <p>           39．繰延資産の定義            （略）         </p> <p>           40．繰延資産の範囲            （略）         </p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>41. 償却額・償却期間</p> <p>(1) <u>会社法上の繰延資産</u></p> <p><u>会社法上の繰延資産については、その支出又は発生の効果が発現するものと期待される期限内に原則として月割計算により相当の償却をしなければならない。</u></p> <p><u>なお、償却期間は当分の間、創立費は会社成立後、開業費は開業後、研究費及び開発費はその支出後、それぞれ5年内、新株発行費等及び社債発行費はそれぞれの発行後3年内、社債発行差金は社債償還の期限内とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>42. 一時償却</p> <p>(略)</p> <p>43. 表示</p> <p>費用として処理しなかった繰延資産の未償却残高及び繰延資産の償却額の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>会社法上の繰延資産は、貸借対照表に繰延資産の部を設け、項目を示して表示する。この場合において、各繰延資産に対する償却累計額は、その各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示する。</u></p> <p>(2) 税法固有の繰延資産は、「投資その他の資産」に長期前払費用等の適当な項目を付して表示する。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第5条第1項、第2項、第106条第3項第5号、第115条</p>	<p>41. 償却額・償却期間</p> <p>(1) <u>商法上の繰延資産</u></p> <p><u>創立費は、会社成立後、開業費は開業後、研究費及び開発費はその支出後、それぞれ5年内に、新株発行費等及び社債発行費はそれぞれその発行後3年内に、社債発行差金は、社債償還の期限内に毎期均等額以上の償却をしなければならない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>42. 一時償却</p> <p>(略)</p> <p>43. 表示</p> <p>費用として処理しなかった繰延資産の未償却残高及び繰延資産の償却額の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>商法上の繰延資産は、貸借対照表に繰延資産の部を設け、科目を示して表示する。</u></p> <p>(2) 税法固有の繰延資産は、「投資その他の資産」に長期前払費用等の適当な科目を付して表示する。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>【関連項目】</p> <p>商法施行規則第35条～第40条</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p data-bbox="120 177 685 204">法人税法施行令第 14 条、<u>第 68 条</u>、第 134 条</p> <p data-bbox="103 320 255 347">〔金銭債務〕</p> <p data-bbox="91 371 181 399">要 点</p> <p data-bbox="91 419 528 446">➤ 金銭債務には、<u>債務額</u>を付す。</p> <p data-bbox="91 515 349 542">44．金銭債務の定義</p> <p data-bbox="129 563 203 590">（略）</p> <p data-bbox="91 659 349 686">45．貸借対照表価額</p> <p data-bbox="120 707 1104 978"> (1) 支払手形、買掛金、借入金その他の債務には、<u>債務額</u>を付さなければならない。  (2) 社債は、<u>債務額</u>をもって貸借対照表価額とする。ただし、<u>払込みを受けた金額が債務額と異なる社債は、適正な価格を付すことができる。</u>この場合、その差額に相当する金額は、<u>償還日までの期間にわたり、每期一定の方法で債務額に加減して処理する。</u> </p> <p data-bbox="91 1046 405 1074">46．貸借対照表上の表示</p> <p data-bbox="120 1094 490 1174"> (1) （略）  (2) 営業上の債務以外の債務  借入金その他(1)の金銭債務以外の金銭債務で、<u>事業年度の末日の翌日から起算して 1 年以内に支払又は返済されると認められるものは、流動負債の部に表示する。</u> </p> <p data-bbox="120 1334 1030 1414"> (3) <u>関係会社</u>に対する金銭債務  <u>関係会社</u>に対する金銭債務は、次のいずれかの方法により表示する。 </p>	<p data-bbox="1160 177 1597 204">法人税法施行令第 14 条、第 134 条</p> <p data-bbox="1142 320 1294 347">〔金銭債務〕</p> <p data-bbox="1131 371 1220 399">要 点</p> <p data-bbox="1131 419 1590 446">➤ 金銭債務には、<u>債務金額</u>を付す。</p> <p data-bbox="1131 515 1388 542">44．金銭債務の定義</p> <p data-bbox="1169 563 1243 590">（略）</p> <p data-bbox="1131 659 1388 686">45．貸借対照表価額</p> <p data-bbox="1160 707 2143 978"> (1) 支払手形、買掛金、借入金その他の債務には、<u>債務金額</u>を付さなければならない。  (2) 社債は、<u>社債金額</u>をもって貸借対照表価額とする。ただし、<u>社債を社債金額よりも低い金額で発行した場合には、その差額に相当する金額を社債発行差金として資産の部に計上し、社債償還の期限内に每期均等額以上の償却をしなければならない。</u> </p> <p data-bbox="1131 1046 1444 1074">46．貸借対照表上の表示</p> <p data-bbox="1160 1094 2143 1414"> (1) （略）  (2) 営業上の債務以外の債務  借入金その他(1)の金銭債務以外の金銭債務で、<u>その支払の期限が決算期後 1 年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に表示する。</u>  (3) <u>支配株主等</u>に対する金銭債務  <u>支配株主又は子会社</u>に対する金銭債務は、次のいずれかの方法により表示する。 </p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>その金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債務と区分して表示する。 その金銭債務が属する項目ごとに、又は 2 以上の項目について一括して、注記する。</p> <p>（削除）</p> <p>（4）（略）</p> <p>47. デリバティブ （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 6 条第 1 項、第 107 条第 2 項、第 134 条第 6 号、第 8 号 金融商品に係る会計基準 第三、第五</p> <p>〔引当金〕 要 点 ➤ 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失とし、引当金に繰入れなければならない。</p> <p>48. 引当金の設定要件 （1）次のすべての要件に該当するものは、引当金として計上しなければならない。 ～ （略） 金額を合理的に見積ることができること</p>	<p>その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載する。 その金銭債務が属する科目ごとに、又は 2 以上の科目について一括して、注記する。</p> <p><u>(4) 取締役等に対する金銭債務</u> 取締役、監査役等に対する金銭債務は、その総額を注記する。</p> <p>(5) （略）</p> <p>47. デリバティブ （略）</p> <p>【関連項目】 商法施行規則第 76 条～第 80 条、第 82 条、第 84 条 金融商品に係る会計基準 第三、第五</p> <p>〔引当金〕 要 点 ➤ 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失とし、引当金に繰入れなければならない。</p> <p>48. 引当金の設定要件 （1）次のすべての要件に該当するものは、引当金として計上しなければならない。 ～ （略） 金額を合理的に見積もることができること</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）

(2) (略)

49. 引当金の区分

(1) 賞与引当金等の法的債務（条件付債務）である引当金は、負債として計上しなければならない。

(2) (略)

(3) 引当金についての、会計及び税法の関係は、次のとおりである。

	分類	種類	税法	
会計上の引当金	評価性引当金		貸倒引当金 損金算入	
	負債性引当金	返品調整引当金	限度額あり	
		債務性引当金	賞与引当金、退職給付引当金、 製品保証引当金、売上割戻引当金、 工事補償引当金等	損金不算入
		非債務性引当金	修繕引当金、特別修繕引当金、 債務保証損失引当金、損害補償損失 引当金、役員賞与引当金	

50. 表示

(1) (略)

(2) 引当金の繰入額は、その引当金の目的等に応じて、損益計算書において、売上高の控除項目、製造原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用として、その内容を示す適当な項目に計上する。

旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）

(2) (略)

49. 引当金の区分

(1) 賞与引当金等の法的債務（条件付債務）たる引当金は、負債として計上しなければならない。

(2) (略)

(3) 引当金についての、会計、商法及び税法の関係は、次のとおりである。

	分類	商法	種類	税法
会計上の引当金	評価性引当金		貸倒引当金	損金算入
	負債性引当金	債務性引当金	返品調整引当金	限度額有り
			賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金等	損金不算入
		非債務性引当金	商法施行規則第 43 条の引当金（注）	

(注) 引当金の部に計上しない場合は、法的債務と区別するために注記が必要である。

50. 表示

(1) (略)

(2) 引当金の繰入額は、その引当金の目的等に応じて、損益計算書において、売上高の控除項目、製造原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用として、その科目を付して計上する。

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>51. 賞与引当金の計上額</p> <p><u>(1) 従業員に対する賞与</u></p> <p>翌期に<u>従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として計上しなければならない。</u></p> <p>なお、本指針においては、賞与について支給対象期間の定めのある場合、又は支給対象期間の定めのない場合であっても慣行として賞与の支給月が決まっているときは、次の平成 10 年度改正前法人税法に規定した支給対象期間基準の算式により算定した金額が合理的である限り、この金額を引当金の額とすることができる。</p> <p>（参考：平成 10 年度改正前法人税法） （略）</p> <p><u>(2) 役員に対する賞与</u></p> <p><u>役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する。また、当期の職務に係る役員賞与の支給を翌期に開催される株主総会において決議する場合には、その決議事項とする額又はその見込額を、原則として、引当金に計上する。</u></p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 6 条第 2 項、第 107 条、第 119 条第 7 項、第 132 条 企業会計原則 第三・四、注解 18 <u>役員賞与に関する会計基準</u> 法人税法第 53 条</p> <p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕</p>	<p>51. 賞与引当金の計上額</p> <p>翌期に支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として計上しなければならない。</p> <p>なお、本指針においては、賞与について支給対象期間の定めのある場合、又は支給対象期間の定めのない場合であっても慣行として賞与の支給月が決まっているときは、次の平成 10 年度改正前法人税法に規定した支給対象期間基準の算式により算定した金額が合理的である限り、この金額を引当金の額とすることができる。</p> <p>（参考：平成 10 年度改正前法人税法） （略）</p> <p>（新 設）</p> <p>【関連項目】 <u>商法施行規則第 43 条、第 76 条、第 86 条</u> 企業会計原則 第三・四、注解 18</p> <p>法人税法第 22 条 3 項、第 53 条</p> <p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>要 点 （略）</p> <p>52．退職給付制度 （略）</p> <p>53．確定給付型退職給付債務の会計処理 - 原則法 （略）</p> <p>54．確定給付型退職給付債務の計算方法 - 簡便的方法 （略）</p> <p>55．中小企業退職金共済制度等の会計処理 （略）</p> <p>56．退職金規程がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しない場合 退職金規程がなくかつ退職金等の支払に関する合意も存在しない場合には、退職給付債務の計上は原則として不要である。 ただし、退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、重要性がない場合を除き、引当金を計上する必要がある。</p> <p>57．特 則 （略）</p>	<p>要 点 （略）</p> <p>52．退職給付制度 （略）</p> <p>53．確定給付型退職給付債務の会計処理 - 原則法 （略）</p> <p>54．確定給付型退職給付債務の計算方法 - 簡便的方法 （略）</p> <p>55．中小企業退職金共済制度等の会計処理 （略）</p> <p>56．退職金規程がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しない場合 退職金規程がなくかつ退職金等の支払に関する合意も存在しない場合には、退職給付債務の計上は原則として不要である。 ただし、退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合には、重要性がない場合を除き、引当金を計上する必要がある。<u>この場合、退職金の支払について法的債務を負っていないため、商法施行規則第 43 条の引当金として扱うことが妥当と考えられる。</u></p> <p>57．特 則 （略）</p>



改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 6 条第 2 項第 1 号イ 退職給付に係る会計基準 会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」</p> <p>〔税金費用・税金債務〕</p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法人税、住民税及び事業税に関しては、現金基準ではなく、発生基準により、当期に負担すべき金額に相当する額を損益計算書に計上する。</li> <li>➤ 法人税、住民税及び事業税の未納付額は、相当額を流動負債に計上する。</li> </ul> <p>58．法人税、住民税及び事業税</p> <p>当期の利益に関連する金額を課税標準として課される法人税、住民税及び事業税は、発生基準により当期で負担すべき金額に相当する金額を損益計算書において、「税引前当期純利益（損失）」の次に「法人税、住民税及び事業税」として計上する。また、事業年度の末日時点における未納付の税額は、その金額に相当する額を「未払法人税等」として貸借対照表の流動負債に計上し、還付を受けるべき税額は、その金額に相当する額を「未収還付法人税等」として貸借対照表の流動資産に計上する。</p> <p>なお、更正、決定等により追徴税額及び還付税額が生じた場合で、その金額に重要性がある場合には、「法人税、住民税及び事業税」の次に、その内容を示す適当な名称で計上しなければならない。</p> <p>59．源泉所得税等の会計処理 （略）</p>	<p>【関連項目】</p> <p>退職給付に係る会計基準 会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」</p> <p>〔税金費用・税金債務〕</p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法人税、住民税及び事業税に関しては、現金基準ではなく、発生基準により、当期に負担すべき金額に相当する額を損益計算書に計上する。</li> <li>➤ 決算日後に納付すべき税金債務は、相当額を流動負債に計上する。</li> </ul> <p>58．法人税、住民税及び事業税</p> <p>当期の利益に関連する金額を課税標準として課される法人税、住民税及び事業税は、発生基準により当期で負担すべき金額に相当する金額を損益計算書において、「税引前当期純利益（損失）」の次に「法人税、住民税及び事業税」として計上する。また、決算日時点における未納付の税額は、その金額に相当する額を「未払法人税等」として貸借対照表の流動負債に計上し、還付を受けるべき税額は、その金額に相当する額を「未収還付法人税等」として貸借対照表の流動資産に計上する。</p> <p>なお、更正、決定等により追徴税額及び還付税額が生じた場合で、その金額に重要性がある場合には、「法人税、住民税及び事業税」の次に、その内容を示す適当な名称で計上しなければならない。</p> <p>59．源泉所得税等の会計処理 （略）</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>60．消費税等の会計処理</p> <p>消費税等（地方消費税を含む。）については、原則として税抜方式を適用し、<u>事業年度の末日</u>における未払消費税等（未収消費税等）は、未払金（未収入金）に計上する。ただし、その金額の重要性が高い場合には、未払消費税等（未収消費税等）として別に表示する。</p> <p>【関連項目】</p> <p><u>会社計算規則第 124 条</u> 監査委員会報告第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」</p> <p>〔税効果会計〕</p> <p>要 点 （略）</p> <p>61．税効果会計</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 一時差異には、未払事業税、賞与引当金、損金不算入の減損損失等一時差異が解消する期の課税所得を減額する効果を持つ将来減算一時差異と、<u>その他利益剰余金において処理される圧縮記帳や純資産の部に直接計上されるその他有価証券評価差額金（評価差益）</u>等一時差異が解消する期の課税所得を増額する効果を持つ将来加算一時差異とがある。</p> <p>(3) （略）</p> <p>62．繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 繰延税金資産の計上による利益剰余金の増加額については、<u>会社法上</u>配当制限の定めがない等の理由により、その回収可能性を厳格かつ慎重に検討す</p>	<p>60．消費税等の会計処理</p> <p>消費税等（地方消費税を含む。）については、原則として税抜方式を適用し、<u>決算日</u>における未払消費税等（未収消費税等）は、未払金（未収入金）に計上する。ただし、その金額の重要性が高い場合には、未払消費税等（未収消費税等）として別に表示する。</p> <p>【関連項目】</p> <p>監査委員会報告第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」</p> <p>〔税効果会計〕</p> <p>要 点 （略）</p> <p>61．税効果会計</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 一時差異には、未払事業税、賞与引当金、損金不算入の減損損失等一時差異が解消する期の課税所得を減額する効果を持つ将来減算一時差異と、<u>利益処分による圧縮記帳や資本の部に直接計上されるその他有価証券評価差額金（評価差益）</u>等一時差異が解消する期の課税所得を増額する効果を持つ将来加算一時差異とがある。</p> <p>(3) （略）</p> <p>62．繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 繰延税金資産の計上による利益剰余金の増加額については、<u>商法上</u>配当制限の定めがない等の理由により、その回収可能性を厳格かつ慎重に検討する</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>ることが必要である。 (2)～(4)（略）</p> <p>63．回収可能性についての判断基準 （略）</p> <p>64．貸借対照表上の表示 繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した貸借対照表上の資産・負債の分類に基づいて流動区分と固定区分とに分けて表示する。また、繰越欠損金等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債で、<u>事業年度の末日後 1 年以内に解消される見込みの一時差異等に係るものを流動区分に、それ以外の一時差異等に係るものは投資その他の資産として表示する。なお、同じ区分に属する繰延税金資産と繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示する。</u></p> <p>65．損益計算書上の表示 （略）</p> <p>66．税効果会計適用における注記事項 （略）</p> <p>【関連項目】 <u>会社計算規則第 106 条第 3 項第 1 号イ、第 4 号二、第 107 条第 2 項第 1 号チ、第 2 号二、第 114 条、第 124 条第 1 項第 2 号、第 138 条</u> 税効果会計に係る会計基準 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取</p>	<p>ることが必要である。 (2)～(4)（略）</p> <p>63．回収可能性についての判断基準 （略）</p> <p>64．貸借対照表上の表示 繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した貸借対照表上の資産・負債の分類に基づいて流動区分と固定区分とに分けて表示する。また、繰越欠損金等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債で、<u>決算日後 1 年以内に解消される見込みの一時差異等に係るものを流動区分に、それ以外の一時差異等に係るものは投資その他の資産として表示する。なお、同じ区分に属する繰延税金資産と繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示する。</u></p> <p>65．損益計算書上の表示 （略）</p> <p>66．税効果会計適用における注記事項 （略）</p> <p>【関連項目】 <u>商法施行規則第 60 条、第 69 条、第 81 条、第 83 条、第 87 条、第 100 条第 2 項</u> 税効果会計に係る会計基準 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>扱い」</p> <p><b>〔純資産〕</b></p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>純資産の部は、株主資本、株主資本以外の各項目に区分する。</u></li> <li>➤ <u>株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分する。</u></li> <li>➤ <u>資本剰余金は、資本準備金、その他資本剰余金に区分する。</u></li> <li>➤ <u>利益剰余金は、利益準備金、その他利益剰余金に区分する。</u></li> <li>➤ <u>その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目は、その内容を示す項目に区分し、それ以外は繰越利益剰余金に区分する。</u></li> <li>➤ <u>株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分する。</u></li> <li>➤ 期末に保有する自己株式は、<u>株主資本の末尾において控除形式により表示する。</u></li> <li>➤ <u>純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主資本の各項目の変動事由を報告するために株主資本等変動計算書を作成する。</u></li> </ul> <p>67. 資本金  資本金は、<u>設立又は株式の発行に際して株主となる者が払込み又は給付した財産の額（払込金額）のうち、資本金として計上した額（会社法第 445 条）</u>である。</p> <p>68. 剰余金  剰余金は、払込資本を構成する資本剰余金と留保利益を表す利益剰余金に区分する。</p> <p>(1) 資本剰余金</p>	<p>扱い」</p> <p><b>〔資本・剰余金〕</b></p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>資本の部は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等に区分する。</u></li> <li>➤ <u>資本剰余金は、資本準備金及びその他資本剰余金に区分する。</u></li> <li>➤ <u>利益剰余金は、利益準備金、任意積立金及び当期末処分利益（当期末処理損失）に区分する。</u></li> <li>➤ 期末に保有する自己株式は、<u>資本の部の末尾において控除形式により表示する。</u></li> </ul> <p>67. 資本金  資本金は、<u>発行済株式の発行価額の総額のうち、資本の額に組み入れられた部分（商法第 284 条ノ 2）</u>である。</p> <p>68. 剰余金  剰余金は、払込資本を構成する資本剰余金と留保利益を表す利益剰余金に区分する。</p> <p>(1) 資本剰余金</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、以下の 2 つに区分する。</p> <p><u>資本準備金</u></p> <p>増資による株式の<u>払込金額</u>のうち資本金に組み入れなかった株式払込剰余金等、<u>会社法第 445 条第 2 項</u>により、資本準備金として積み立てることが必要とされているもの<u>及びその他資本剰余金から配当する場合、利益準備金と合わせて資本金の額の 4 分の 1 に達していないときに計上しなければならないもの（会社法第 445 条第 4 項）</u>等である。</p> <p><u>その他資本剰余金</u></p> <p>資本剰余金のうち、<u>会社法</u>で定める資本準備金以外のものである。資本金及び資本準備金の<u>取崩し</u>によって生じる剰余金（資本金及び資本準備金減少差益）及び自己株式処分差益が含まれる。</p> <p>(2) 利益剰余金</p> <p>利益剰余金は、利益を源泉とする剰余金（すなわち利益の留保額）であり、以下の<u>2 つ</u>に区分される。</p> <p><u>利益準備金</u></p> <p><u>その他利益剰余金から配当する場合、資本準備金の額と合わせて資本金の額の 4 分の 1 に達していないときは、達していない額の利益剰余金配当割合（配当額のうちその他利益剰余金から配当する割合）が配当額の 10 分の 1 の額の利益剰余金配当割合のいずれか小さい額を計上しなければならない（会社法第 445 条第 4 項）。</u></p> <p><u>利益準備金の額の減少</u>により生じた「剰余金」は、<u>減少の法的手続が完了したとき（会社法第 448 条及び第 449 条）に、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）に計上する。</u></p> <p><u>その他利益剰余金</u></p> <p><u>その他利益剰余金のうち、任意積立金（会社が独自の判断で積み立てるもので、特に目的を限定しない別途積立金、目的を限定した修繕積立金等、及び税法上の特例を利用するために設ける圧縮積立金や特別償却準備金</u></p>	<p>資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、以下の 2 つに区分する。</p> <p><u>資本準備金</u></p> <p>増資による株式の<u>発行価額</u>のうち資本金に組み入れなかった株式払込剰余金等、<u>商法第 288 条ノ 2</u>により、資本準備金として積み立てることが必要とされているものである。</p> <p><u>その他資本剰余金</u></p> <p>資本剰余金のうち、<u>商法</u>で定める資本準備金以外のものである。資本金及び資本準備金の<u>取崩し</u>によって生じる剰余金（資本金及び資本準備金減少差益）及び自己株式処分差益が含まれる。</p> <p>(2) 利益剰余金</p> <p>利益剰余金は、利益を源泉とする剰余金（すなわち利益の留保額）であり、以下の<u>3 つ</u>に区分される。</p> <p><u>利益準備金</u></p> <p><u>資本準備金の額と合わせて資本金の額の 4 分の 1 に達するまで、毎決算期の利益処分による支出額の 10 分の 1 以上を、中間配当における分配額の 10 分の 1 を、それぞれ、利益準備金として積み立てなければならない（商法第 288 条）。</u></p> <p><u>利益準備金の取崩し</u>により生じた「剰余金」は、<u>損益計算書の末尾に「利益準備金取崩額」等の科目をもって計上し、「当期末処分利益」を増加させる。</u></p> <p><u>任意積立金</u></p> <p><u>任意積立金は、会社が独自の判断で積み立てるもので、特に目的を限定しない別途積立金、目的を限定した修繕積立金等、及び税法上の特例を利用するために設ける圧縮積立金や特別償却準備金等がある。</u></p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>等)のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す項目をもって区分し、それ以外については、「繰越利益剰余金」に区分する。</p> <p>なお、株主資本等変動計算書において、前期末のその他利益剰余金に当期純損益や配当額などの当期の変動額を加減して当期末のその他利益剰余金が示される。</p> <p>(削 除)</p> <p>69. 評価・換算差額等</p> <p>評価・換算差額等は、<u>その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益等、資産又は負債に係る評価差額を当期の損益にしていなかった場合の評価差額（税効果考慮後の額）</u>をその内容を示す項目をもって計上する。</p> <p>70. 自己株式</p> <p>(1) 取得及び保有</p> <p>自己株式の取得は、実質的に資本の払戻しとしての性格を有しているため、取得価額をもって純資産の部の株主資本の末尾において控除して表示する。自己株式の取得に関する付随費用は、営業外費用として計上する。</p> <p>(2) 自己株式の処分</p> <p>自己株式の処分の対価と自己株式の帳簿価額との差額が差益の場合は、「その他資本剰余金」として計上する。差損の場合は、「その他資本剰余金」から減額し、控除しきれない場合には、「<u>その他利益剰余金（繰越利益剰余金）</u>」から減額する。</p>	<p><u>当期末処分利益（当期末処理損失）</u></p> <p>「<u>当期末処分利益（当期末処理損失）</u>」は、利益剰余金のうち、「利益準備金」及び「任意積立金」以外の部分であり、「<u>前期繰越利益（前期繰越損失）</u>」及び「<u>当期純利益（当期純損失）</u>」から構成される。</p> <p>69. 株式等評価差額金</p> <p><u>その他有価証券の評価差額（税効果考慮後の額）</u>を記載する。</p> <p>70. 自己株式</p> <p>(1) 取得及び保有</p> <p>自己株式の取得は、実質的に資本の払戻しとしての性格を有しているため、取得価額をもって資本の部において控除して表示する。自己株式の取得に関する付随費用は、営業外費用として計上する。</p> <p>(2) 自己株式の処分</p> <p>自己株式の処分の対価と自己株式の帳簿価額との差額が差益の場合は、「<u>その他資本剰余金</u>」の内訳科目である「<u>自己株式処分差益</u>」として計上する。差損の場合は、「その他資本剰余金」から減額し、控除しきれない場合には、<u>損益計算書の末尾に「自己株式処分差損」等の科目をもって計上することにより、「当期末処分利益」から減額する。</u></p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>(3) 自己株式の消却  <u>自己株式の消却手続が完了した時点において、消却する自己株式の帳簿価額を「その他資本剰余金」から減額し、控除しきれない場合は、「その他利益剰余金（繰越利益剰余金）」から減額する。</u></p> <p>71. 株主資本等変動計算書</p> <p>(1) 株主資本等変動計算書  <u>株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するものである。</u></p> <p>(2) 表示区分  <u>株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示に従う（第 87 項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照）。</u></p> <p>(3) 表示方法  <u>株主資本等変動計算書に表示される各項目の前期末残高及び当期末残高は、前期及び当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期末残高と整合したものでなければならない。</u></p> <p>(4) 株主資本の各項目  <u>前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。なお、当期純利益（又は当期純損失）は、株主資本等変動計算書において、その他利益剰余金又はその内訳項目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。</u></p> <p>(5) 株主資本以外の各項目  <u>前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示又</u></p>	<p>(3) 自己株式の消却  <u>自己株式を消却した場合、減額する資本の項目は、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従い、消却手続が完了したときに会計処理する。「当期末処分利益」から減額する場合は、損益計算書の末尾に「自己株式処分差損」等の科目をもって計上する。</u></p> <p>（新 設）</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p><u>は注記することができる。</u></p> <p><u>(6) 注記事項</u></p> <p><u>株主資本等変動計算書の注記事項については、第 87 項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照。</u></p> <p><b>【関連項目】</b></p> <p><u>会社計算規則第 45 条～第 52 条、第 85 条、第 91 条、第 127 条、第 136 条等</u>  <u>企業会計原則 第一・三、注解 2、第三・四（三）、注解 19</u>  <u>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 第 4 項～第 8 項、第 36 項等</u>  <u>自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 第 7 項～第 14 項、第 20 項～第 21 項</u>  <u>株主資本等変動計算書に関する会計基準</u>  <u>株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針</u>  <u>法人税法第 2 条第 16 号～第 18 号、第 24 条第 1 項第 4 号</u>  <u>法人税法施行令第 23 条第 3 項</u></p> <p><b>〔収益・費用の計上〕</b></p> <p>要 点  ( 略 )</p> <p><u>72 . 収益及び費用の計上に関する一般原則</u>  ( 略 )</p> <p><u>73 . 収益認識</u></p> <p>収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の</p>	<p><b>【関連項目】</b></p> <p><u>企業会計原則 第一・三、注解 2、第三・四（三）、注解 19</u>  <u>商法施行規則第 88 条～第 92 条</u></p> <p><u>自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 第 15～第 28 項、第 33 項～第 39 項</u></p> <p><u>法人税法第 2 条第 16 号～第 18 号、第 24 条、第 61 条の 2</u>  <u>法人税法施行令第 23 条第 3 項、第 119 条、第 119 条の 2</u></p> <p><b>〔収益・費用の計上〕</b></p> <p>要 点  ( 略 )</p> <p><u>71 . 収益及び費用の計上に関する一般原則</u>  ( 略 )</p> <p><u>72 . 収益認識</u></p> <p>収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の</p>



改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）		旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）																					
販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。 (1) (略) (2) 特殊な販売契約における収益認識基準		販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。 (1) (略) (2) 特殊な販売契約における収益認識基準																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収益認識日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託販売</td> <td>受託者が委託品を販売した日（仕切精算書又は売上計算書に記載）。ただし、販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。</td> </tr> <tr> <td>試用販売</td> <td>得意先が買取りの意思を表示したとき。</td> </tr> <tr> <td>予約販売</td> <td>予約金受取額のうち、事業年度の末日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分。残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰り延べる。</td> </tr> <tr> <td>割賦販売</td> <td>原則として、商品等を引き渡した日。ただし、割賦金の回収期限の到来の日又は割賦金の入金の日とすることができる。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	収益認識日等	委託販売	受託者が委託品を販売した日（仕切精算書又は売上計算書に記載）。ただし、販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。	試用販売	得意先が買取りの意思を表示したとき。	予約販売	予約金受取額のうち、事業年度の末日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分。残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰り延べる。	割賦販売	原則として、商品等を引き渡した日。ただし、割賦金の回収期限の到来の日又は割賦金の入金の日とすることができる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収益認識日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託販売</td> <td>受託者が委託品を販売した日（仕切精算書又は売上計算書に記載）。ただし、販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。</td> </tr> <tr> <td>試用販売</td> <td>得意先が買取りの意思を表示したとき。</td> </tr> <tr> <td>予約販売</td> <td>予約金受取額のうち、決算日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分。残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰り延べる。</td> </tr> <tr> <td>割賦販売</td> <td>原則として、商品等を引き渡した日。ただし、割賦金の回収期限の到来の日又は割賦金の入金の日とすることができる。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	収益認識日等	委託販売	受託者が委託品を販売した日（仕切精算書又は売上計算書に記載）。ただし、販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。	試用販売	得意先が買取りの意思を表示したとき。	予約販売	予約金受取額のうち、決算日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分。残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰り延べる。	割賦販売	原則として、商品等を引き渡した日。ただし、割賦金の回収期限の到来の日又は割賦金の入金の日とすることができる。
区 分	収益認識日等																						
委託販売	受託者が委託品を販売した日（仕切精算書又は売上計算書に記載）。ただし、販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。																						
試用販売	得意先が買取りの意思を表示したとき。																						
予約販売	予約金受取額のうち、事業年度の末日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分。残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰り延べる。																						
割賦販売	原則として、商品等を引き渡した日。ただし、割賦金の回収期限の到来の日又は割賦金の入金の日とすることができる。																						
区 分	収益認識日等																						
委託販売	受託者が委託品を販売した日（仕切精算書又は売上計算書に記載）。ただし、販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。																						
試用販売	得意先が買取りの意思を表示したとき。																						
予約販売	予約金受取額のうち、決算日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分。残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰り延べる。																						
割賦販売	原則として、商品等を引き渡した日。ただし、割賦金の回収期限の到来の日又は割賦金の入金の日とすることができる。																						
(3) (略)		(3) (略)																					
<b>74. 費用認識</b> (略)		<b>73. 費用認識</b> (略)																					
<b>【関連項目】</b> (略)		<b>【関連項目】</b> (略)																					
<b>〔外貨建取引等〕</b> <b>要 点</b>		<b>〔外貨建取引等〕</b> <b>要 点</b>																					

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）			旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）		
<p>(略)</p> <p>75. 取引発生時の処理 (略)</p> <p>76. 決算時の処理 (略)</p> <p>77. 換算差額の処理 (略)</p> <p>78. ヘッジ会計 外貨建取引に係る外貨建金銭債権債務と為替予約等との関係がヘッジ会計の要件を充たしている場合には、当該外貨建取引についてヘッジ会計を適用することができる。また、為替予約等により確定する決済時における円貨額により金銭債権債務等を換算し直物相場との差額を期間配分する方法（振当処理）によることもできる。</p> <p>79. 会計処理と法人税法上の取扱い 会計処理が特殊な項目を除き決算時の為替相場により換算するのに対して、法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定している。 しかし、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に届け出ることにより、本指針の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させることができる。</p>			<p>(略)</p> <p>74. 取引発生時の処理 (略)</p> <p>75. 決算時の処理 (略)</p> <p>76. 換算差額の処理 (略)</p> <p>77. ヘッジ会計 外貨建取引に係る外貨建金銭債権債務と為替予約等との関係がヘッジ会計の要件を充たしている場合には、当該外貨建取引についてヘッジ会計を適用することができる。また、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物相場との差額を期間配分する方法（振当処理）によることもできる。</p> <p>78. 会計処理と法人税法上の取扱い 会計処理が特殊な項目を除き決算時の為替相場により換算するのに対して、法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定している。 しかし、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に届け出ることにより、本指針の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させることができる。</p>		
外貨建資産等の区分	会計上の換算方法	法人税法上の換算方法	外貨建資産等の区分	会計上の換算方法	法人税法上の換算方法
外国通貨	決算時の為替相場	期末時換算法	外国通貨	決算時の為替相場	期末時換算法

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）				旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）				
外貨預金	短期外貨預金	により換算	期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法	外貨預金	短期外貨預金	により換算	期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法	
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）		上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）	
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法	外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法	
	上記以外のもの		発生時換算法（法定換算方法）又は期末時換算法		上記以外のもの		発生時換算法（法定換算方法）又は期末時換算法	
外貨建 有価証券	売買目的有価証券	期末時価を決算時の為替相場により換算	期末時換算法	外貨建 有価証券	売買目的有価証券	期末時価を決算日の為替相場により換算	期末時換算法	
	売買目的 外有価証券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得価額又は償却原価を決算時の為替相場により換算		発生時換算法（法定換算方法）又は期末時換算法	売買目的 外有価証券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得価額又は償却原価を決算時の為替相場により換算
		償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外）（注2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（原則：換算差額は純資産の部に計上、例外：換算差額は当期の損益）				期末時価を決算日の為替相場により換算（原則：換算差額は資本の部に計上、例外：換算差額は当期の損益）	発生時換算法（法定換算方法）又は期末時換算法
		償還期限及び償還金額のないもの（株式）（注2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上）				期末時価を決算日の為替相場により換算（換算差額は資本の部に計上）	

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）					旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）				
		子会社株式及び関連会社株式	取得価額を取得時の為替相場により換算				子会社株式及び関連会社株式	取得価額を取得時の為替相場により換算	
(注 1) (注 2) (略)					(注 1) (注 2) (略)				
<b>【関連項目】</b> 外貨建取引等会計処理基準 金融商品に係る会計基準 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」 法人税法第 61 条の 6 ~ 第 61 条の 9 法人税法施行令第 122 条第 1 項					<b>【関連項目】</b> 外貨建取引等会計処理基準 金融商品に係る会計基準 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」 法人税法第 61 条の 6、第 61 条の 7、第 61 条の 8、第 61 条の 9 法人税法施行令第 122 条第 1 項				
<b>〔組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）〕</b> <b>要 点</b> ➤ <u>企業結合が行われた場合、結合企業に適用すべき会計処理は、企業結合の会計上の分類に基づき決定される。会計上の分類は、取得（一方の会社が他の会社を支配したと認められる企業結合）持分の結合（いずれの会社も他の会社を支配したとは認められない企業結合）共同支配企業の形成（共同支配となる企業結合）及び共通支配下の取引等（親会社と子会社、あるいは子会社と子会社の企業結合などグループ内の組織再編）の 4 つである。</u> ➤ <u>結合企業が被結合企業から受け入れる資産及び負債は、企業結合が取得と判定された場合には時価を付し、それ以外の場合には被結合企業の適正な帳簿価額を付すことになる。時価を付すべき場合にも、一定の要件を満たす場合には、被結合企業の適正な帳簿価額によることができる。</u> ➤ <u>事業分離が行われた場合、分離元企業に適用すべき会計処理は、分離元企業</u>					（新 設）				

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p><u>にとって移転した事業に対する投資が継続しているかどうかに基づき決定される。</u></p> <p>➤ <u>投資が継続している場合（受取対価が株式のみで、その株式が子会社株式又は関連会社株式に該当する場合）には、損益は発生せず、投資が清算された場合（受取対価が現金の場合など）には、原則として、移転損益が発生する。</u></p> <p>80. 企業結合会計</p> <p>(1) 企業結合会計の概要</p> <p><u>企業結合とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。企業結合の形式としては、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転などの組織再編がある。</u></p> <p><u>会計上は、このような組織再編の形式にかかわらず、企業結合の会計上の分類（取得、持分の結合、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等の4つ）に基づき結合企業（吸収合併存続会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、事業譲受会社など）に適用すべき会計処理が決定される。したがって、ある企業結合が行われた場合、それがどの企業結合の会計上の分類に該当するのかを識別することが必要になる。</u></p> <p>(2) 資産及び負債の受入れに関する会計処理</p> <p><u>企業結合が取得と判定された場合には、結合企業は被結合企業（吸収合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社、事業譲渡会社など）から受け入れる資産及び負債に企業結合日の時価を付さなければならない。ただし、取得と判定された場合であっても、結合企業（取得企業）が受け入れる資産及び負債について、以下のいずれかの要件を満たす場合には、被結合企業（被取得企業）の適正な帳簿価額を付すことができる。</u></p> <p><u>企業結合日の時価と被結合企業の適正な帳簿価額との間に重要な差異がないと見込まれるとき</u></p>	

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p><u>時価の算定が困難なとき</u></p> <p><u>また、取得以外の企業結合の場合には、被結合企業の適正な帳簿価額を付さなければならない。ここで、適正な帳簿価額とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して算定された帳簿価額をいう。したがって、企業会計の基準等に照らして帳簿価額に誤りがある場合には、その引継ぎに際して修正を行うことになる。</u></p> <p><u>このように、結合企業が受け入れる資産及び負債を時価以下の範囲で適宜に評価替えするような会計処理は認められない。</u></p> <p><u>(3) 対価の支払いに関する会計処理</u></p> <p><u>企業結合が取得と判定された場合及び共通支配下の取引等のうち少数株主との取引（親会社と子会社が合併する場合で、少数株主が保有する子会社株式を交換する取引など）に該当する場合には、結合企業が交付する株式等の財は時価で測定しなければならない。ただし、株式等の財の時価の算定が困難な場合には、(2)により算定された資産及び負債の時価を基礎とした評価額（時価の算定が困難な場合には適正な帳簿価額による純資産額）を用いることができる。</u></p> <p><u>(4) 増加する株主資本の会計処理</u></p> <p><u>企業結合が取得と判定された場合で対価として株式を交付したときは、払込資本（資本金、資本準備金及びその他資本剰余金のいずれか）を増加させる。企業結合が持分の結合と判定された場合には、被結合企業の株主資本の各項目をそのまま引継ぐ。</u></p> <p><u>81. 事業分離会計</u></p> <p><u>(1) 事業分離会計の概要</u></p> <p><u>事業分離とは、ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に移転することをいう。事業分離には、会社分割、事業譲渡などの組織再編がある。</u></p>	

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p>会計上は、<u>分離元企業（吸収分割会社、新設分割会社、事業譲渡会社など）</u>にとって、<u>移転した事業に対する投資が継続しているか、それとも清算されたのかにより、適用すべき会計処理が決定される。</u></p> <p>(2) <u>投資が継続している場合の会計処理</u></p> <p><u>投資が継続していると判定された場合には、分離元企業が分離先企業（吸収分割承継会社、新設分割設立会社、事業譲受会社など）から受け取った対価は、移転した事業の適正な帳簿価額に基づいて算定することになるため、個別財務諸表上、移転損益は発生しない。分離元企業が対価として株式のみを受け取り、その株式が子会社株式や関連会社株式に該当する場合には、投資は継続しているものとみなされる。</u></p> <p>(3) <u>投資が清算された場合の会計処理</u></p> <p><u>投資が清算されたと判定された場合には、分離元企業が分離先企業から受け取った対価は時価で評価され、移転した事業の適正な帳簿価額との差額が移転損益として計上される。分離元企業が受け取った対価が現金等の財産である場合には、通常、投資が清算されたものとみなされる。</u></p> <p><b>【関連項目】</b></p> <p><u>会社計算規則第 11 条～第 35 条、第 58 条～第 84 条等</u>  <u>企業結合に係る会計基準</u>  <u>事業分離等に関する会計基準</u>  <u>企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針</u></p> <p><b>〔個別注記表〕</b></p> <p>要 点</p> <p>➤ <u>会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸</u></p>	<p><b>〔計算書類の注記〕</b></p> <p>要 点</p> <p>➤ <u>商法施行規則では、会計方針（第 45 条）をはじめ、多くの事項が明文をもって注記を行うよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表又は損</u></p>

## 改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）

借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。

## 82. 会社計算規則の規定

会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されている。また、それら以外であって、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。なお、個別注記表については、必ず「注記表」という1つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められている。

ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表（ ）や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表（ ）については、以下の表のとおり注記を要しない項目が規定されている。

（注記を要求される項目……、注記を要求されない項目……×）

項 目	—	—
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	—	—
(3) 貸借対照表に関する注記	×	—
(4) 損益計算書に関する注記	×	—
(5) 株主資本等変動計算書に関する注記	—	—
(6) 税効果会計に関する注記	×	—
(7) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	—
(8) 関連当事者との取引に関する注記	×	—
(9) 一株当たり情報に関する注記	×	—

## 旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）

益計算書により会社の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている（第 47 条）。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。

## 79. 商法施行規則の規定

商法施行規則では、会計方針（第 45 条）以下多くの事項が明文をもって注記を行うよう要求されている。また、それら以外であって、貸借対照表又は損益計算書により会社の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない（第 47 条）。

ただし、小会社の貸借対照表及び損益計算書については、資本の欠損の注記及び繰延資産等の注記を除き、注記を省略することができる（第 48 条第 2 項）。



改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）			旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）		
(10) 重要な後発事象に関する注記	x	—			
(11) 連結配当規制適用会社に関する注記	x	x			
(12) その他の注記	—	—			
83. 本指針によることの注記 （略）			80. 本指針によることの注記 （略）		
84. 役員と会社間の取引について （略）			81. 役員と会社間の取引について （略）		
85. 電磁的方法による決算公告との関係 （略）			82. 電磁的方法による決算公告との関係 （略）		
<b>【関連項目】</b> 会社計算規則第 129 条、第 144 条			（新 設）		
個別注記表の規定 （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合）			計算書類の注記の規定		
< 個別注記表 >	会社計算規則の規定		< 計算書類の注記 >	商法施行規則の規定	
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	(132)		1. 会計方針	(45)	
資産の評価基準及び評価方法			資産の評価の方法		
固定資産の減価償却の方法			固定資産の減価償却の方法		
引当金の計上基準			重要な引当金の計上の方法		
収益及び費用の計上基準			その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針		
その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項			2. 重要な会計方針の変更、その旨及びその変更による増減額の注記	(45)	
2. 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容	(132)		3. 貸借対照表又は損益計算書の記載の方法を変更したとき	(45)	
			4. 財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な追加情報	(47)	

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
3. <u>表示方法を変更したときは、その内容</u> (132)	5. <u>子会社に対する金銭債権</u> (55)(70)
4. <u>株主資本等変動計算書に関する注記</u>	6. <u>支配株主に対する金銭債権</u> (55)(70)
<u>当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数）</u>	7. <u>取立不能の見込額（直接控除した場合）</u> (56)(70)(72)
<u>当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）</u>	8. <u>親会社の株式（独立表示していない場合）</u> (58)
<u>当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項</u>	9. <u>重要な流動資産の時価が著しく低い評価減をしていない旨</u> (61)
<u>当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当（法第 454 条第 1 項各号に掲げる事項を定めるものを除く。）に関する事項</u>	10. <u>市場価格のある株式及び社債の時価が著しく低い評価減をしていない旨</u> (61)
<u>当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（法第 236 条第 1 項第 4 号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）</u>	11. <u>有形固定資産の減価償却累計額（直接控除した場合）</u> (62)
5. <u>その他の注記</u> (144)	12. <u>固定資産の償却年数又は残存価額を変更した旨</u> (65)
	13. <u>リース契約により使用する重要な固定資産</u> (66)
	14. <u>所有権が留保されている固定資産</u> (67)
	15. <u>取締役等に対する金銭債権</u> (71)
	16. <u>子会社の株式（独立表示していない場合）</u> (73)
	17. <u>資産が担保に供されている旨</u> (75)
	18. <u>支配株主に対する金銭債務</u> (80)(82)
	19. <u>子会社に対する金銭債務</u> (80)(82)
	20. <u>取締役等に対する金銭債務</u> (84)
	21. <u>保証債務、手形遡求義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務</u> (85)
	22. <u>商法施行規則第 43 条に規定する引当金で引当金の部に記載していないもの</u> (86)
	23. <u>新株式払込金等の金額のうち資本金に組入れを予定していない金額等</u> (91)
	24. <u>資本の欠損の注記</u> (92)
	25. <u>商法施行規則第 124 条第 1 号又は第 126 条第 1 号に規定する繰延資産の超過額</u> (93)
	26. <u>商法施行規則第 124 条第 3 号又は第 126 条第 3 号に規定する純資産額</u> (93)
	27. <u>子会社との取引による取引高</u> (97)
	28. <u>支配株主との取引による取引高</u> (97)
	29. <u>一株当たりの当期純利益又は当期純損失</u> (102)

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p><u>個別注記表の例示</u>  （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合）</p> <p>1．この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。</p> <p>2．重要な会計方針</p> <p>(1) <u>資産の評価基準及び評価方法</u></p> <p>— 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 時価のあるもの  期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）</p> <p>イ 時価のないもの  移動平均法による原価法</p> <p>— 棚卸資産の評価基準及び評価方法  総平均法による原価法 ただし、原材料は最終仕入原価法（会計方針の変更）</p> <p>従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。</p> <p>(2) <u>固定資産の減価償却の方法</u></p> <p>有形固定資産 法人税法の規定による定額法、ただし、機械及び装置は定率法</p> <p>無形固定資産 法人税法の規定による定額法</p> <p>(3) <u>引当金の計上基準</u></p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。</p>	<p><u>計算書類の注記の例示</u></p> <p>1．この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。</p> <p>2．重要な会計方針</p> <p>(1) <u>有価証券の評価基準及び評価方法</u></p> <p>— 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）</p> <p>— 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) <u>棚卸資産の評価基準及び評価方法</u></p> <p>総平均法による原価法 ただし、原材料は最終仕入原価法（会計方針の変更）</p> <p>従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。</p> <p>(3) <u>固定資産の減価償却の方法</u></p> <p>有形固定資産 法人税法の規定による定額法、ただし、機械及び装置は定率法</p> <p>無形固定資産 法人税法の規定による定額法</p> <p>(4) <u>引当金の計上方法</u></p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）		旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）	
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。	賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。	退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。
	（特則を適用している場合）		（特則を適用している場合）
	なお、未償却の適用時差異残高は、×××千円（残存償却年数×年）であります。		なお、未償却の適用時差異残高は、×××千円（残存償却年数×年）であります。
<u>(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項</u>		<u>(5) リース取引の処理方法</u>	
__ リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によつています。	リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によつています。	
__ 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によつています。	<u>(6) 消費税等の会計処理</u>	消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によつています。
3. <u>重要な後発事象に関する注記</u>	平成×年×月×日開催の取締役会において、_____を決議いたしました。 これによる影響額は、×××千円であります。	(新設)	
4. <u>その他の注記</u>		3. <u>貸借対照表関係</u>	
有形固定資産の減価償却累計額	×××千円	<u>(1) 支配株主に対する債権債務</u>	短期貸付金 ×××千円 買掛金 ×××千円 長期借入金 ×××千円
		<u>(2) 有形固定資産の減価償却累計額</u>	×××千円
		<u>(3) 担保に供している資産</u>	
		土地	×××千円
		建物	×××千円
		<u>(4) 保証債務</u>	×××千円

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）				
（削 除）	<p data-bbox="1137 177 1384 204"><u>4．損益計算書関係</u></p> <p data-bbox="1160 225 1442 252"><u>(1) 支配株主との取引</u></p> <table data-bbox="1464 272 2029 352" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業取引</td> <td style="text-align: right;">× × × 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業取引以外の取引</td> <td style="text-align: right;">× × × 千円</td> </tr> </table> <p data-bbox="1160 368 1525 395"><u>(2) 一株当たりの当期純利益</u></p> <p data-bbox="1912 368 2029 395" style="text-align: right;">× × 円</p> <p data-bbox="1137 512 1294 539"><u>【後発事象】</u></p> <p data-bbox="1128 560 1218 587"><u>要 点</u></p> <p data-bbox="1160 608 2141 735">次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす後発事象は、会社の財政状態及び経営成績に関する的確な判断に資するため、重要な事象については営業報告書に記載することが必要である。</p> <p data-bbox="1160 751 2141 879">商法施行規則第 103 条第 1 項第 11 号において、中会社に関して「決算期後に生じた計算書類作成会社の状況に関する重要な事実」を営業報告書に記載すべきことを定めている。</p> <p data-bbox="1128 943 1301 970"><u>83．後発事象</u></p> <p data-bbox="1160 991 2141 1310">後発事象とは、決算日の翌日から計算書類の確定日までの間に発生した会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす会計事象のことをいう。次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす後発事象は、会社の財政状態及び経営成績に関する的確な判断に資するため、重要な事象については営業報告書に記載する必要がある。例えば、重要な営業の譲受あるいは譲渡、重要な事業からの撤退、主要な取引先の倒産、重要な設備投資、重要な新株の発行、火災、出水等による重大な損害の発生等が挙げられる。</p> <p data-bbox="1128 1374 1554 1401"><u>84．小会社及び有限会社について</u></p> <p data-bbox="1182 1422 2141 1453">小会社及び有限会社について、商法施行規則では明確に規定していないが、</p>	営業取引	× × × 千円	営業取引以外の取引	× × × 千円
営業取引	× × × 千円				
営業取引以外の取引	× × × 千円				

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）	旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）
<p data-bbox="100 994 1070 1026">〔決算書類と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示〕</p> <p data-bbox="91 1043 181 1075">要 点</p> <ul data-bbox="91 1093 1106 1316" style="list-style-type: none"> <li>➤ 貸借対照表は公告しなければならない。</li> <li>➤ <u>公告方法が官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙である株式会社は、貸借対照表に記載され又は記録された情報を電磁的方法により公開することができる。その場合は、その要旨ではなく、貸借対照表そのものを開示する必要がある。</u></li> </ul> <p data-bbox="91 1382 264 1414">86．決算公告</p> <p data-bbox="147 1431 1106 1463">株式会社は、貸借対照表を公告しなければならない（<u>会社法第 440 条第 1 項</u>）。</p>	<p data-bbox="1158 175 2141 303"><u>第 103 条第 4 項は、計算書類作成会社の状況に関する重要な事項は記載することを求めている。このため、重要な後発事象は、営業報告書に開示すべきことが望ましい。</u></p> <p data-bbox="1128 368 1276 400">85．記載例</p> <p data-bbox="1182 418 1807 450"><u>決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実</u></p> <p data-bbox="1158 467 2141 547"><u>平成...年...月...日開催の取締役会において、...を決議いたしました。これによる影響額は、...千円であります。</u></p> <p data-bbox="1128 612 1890 644">86．当期の計算書類の数値に影響を及ぼす後発事象について</p> <p data-bbox="1158 662 2141 885"><u>後発事象のうち、当期の計算書類の数値に影響を及ぼすものについては、修正後発事象といい、そのうち重要性のあるものについては、計算書類を修正する必要がある。例えば、決算日後に主要な取引先が倒産し、それによりその取引先の貸倒損失見込額に対する当期の貸倒引当金が明らかに不足していると判明した場合には、当該不足額を追加計上することになる。</u></p> <p data-bbox="1137 994 1742 1026">〔決算公告と貸借対照表及び損益計算書の例示〕</p> <p data-bbox="1128 1043 1218 1075">要 点</p> <ul data-bbox="1128 1093 2143 1268" style="list-style-type: none"> <li>➤ 貸借対照表は公告しなければならない。</li> <li>➤ <u>取締役会の決議をもって、貸借対照表に記載され又は記録された情報を電磁的方法により公開することができる。その場合は、その概要ではなく、貸借対照表そのものを開示する必要がある。</u></li> </ul> <p data-bbox="1128 1382 1301 1414">87．決算公告</p> <p data-bbox="1182 1431 2141 1463">株式会社は、貸借対照表を公告しなければならない（<u>商法第 283 条第 4 項</u>）。</p>

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）

なお、公告方法が官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙である株式会社は、貸借対照表に記載され又は記録された情報を電磁的方法により公開することができる（会社法第 440 条第 3 項）。ただし、その場合は、その要旨ではなく、貸借対照表そのものを開示する必要がある。

なお、貸借対照表のみならず、損益計算書も重要な書類であるので、これらについても開示を行うことが望ましい。なお、電磁的方法を採用する場合、これらの要旨ではなく、記載又は記録されているものをそのまま公開することとなっている。この方法によれば、あえて要旨を作成する作業又は注記を省略するという作業は必要ないため、事務的な負担が増えることはなく、実務的には要旨の公開よりも容易である。

87. 貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示

貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例は、下記のとおりである。ただし、項目の名称については一般的なものを示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではない。

88. キャッシュ・フロー計算書

会社法上、キャッシュ・フロー計算書の作成は要求されていない。しかし、経営者自らが会社の経営実態を正確に把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。

貸借対照表の例示

貸借対照表（平成××年×月×日現在）			
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	買掛金	×××

旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）

なお、取締役会の決議をもって、貸借対照表に記載され又は記録された情報を電磁的方法により公開することができる。ただし、その場合は、その概要ではなく、貸借対照表そのものを開示する必要がある（商法第 283 条第 7 項）。

なお、貸借対照表のみならず、損益計算書も重要な書類であるので、これらについても開示を行うことが望ましい。なお、電磁的方法を採用する場合、これらの要旨ではなく、記載又は記録されているものをそのまま公開することとなっている。この方法によれば、あえて要旨を作成する作業又は注記を省略するという作業は必要ないため、事務的な負担が増えることはなく、実務的には要旨の公開よりも容易である。

88. 貸借対照表及び損益計算書の例示

貸借対照表及び損益計算書の例は、下記のとおりである。ただし、項目の名称については一般的なものを示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではない。

89. キャッシュ・フロー計算書

商法上、キャッシュ・フロー計算書の作成は要求されていない。しかし、経営者自らが会社の経営実態を正確に把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。

計算書類（貸借対照表・損益計算書）の例示

貸借対照表（平成××年×月×日現在）			
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	買掛金	×××

改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）				旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）			
売掛金	×××	短期借入金	×××	売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	未払金	×××	有価証券	×××	未払金	×××
製品及び商品	×××	未払法人税等	×××	製品及び商品	×××	未払法人税等	×××
短期貸付金	×××	賞与引当金	×××	短期貸付金	×××	賞与引当金	×××
前払費用	×××	繰延税金負債	×××	前払費用	×××	その他	×××
繰延税金資産	×××	その他	×××	繰延税金資産	×××	流動負債合計	×××
その他	×××	流動負債合計	×××	その他	×××	固定負債	
貸倒引当金	×××	固定負債		貸倒引当金( )	×××	社債	×××
流動資産合計	×××	社債	×××	流動資産合計	×××	長期借入金	×××
固定資産		長期借入金	×××	固定資産		退職給付引当金	×××
(有形固定資産)		退職給付引当金	×××	(有形固定資産)		その他	×××
建物	×××	繰延税金負債	×××	建物	×××	固定負債合計	×××
構築物	×××	その他	×××	構築物	×××	負債合計	×××
機械及び装置	×××	固定負債合計	×××	機械及び装置	×××	資本の部	
工具、器具及び備品	×××	負債合計	×××	工具、器具及び備品	×××	資本金	×××
土地	×××	純資産の部		土地	×××	資本剰余金	
建設仮勘定	×××	株主資本		(無形固定資産)		資本準備金	×××
その他	×××	資本金	A	営業権	×××	その他資本剰余金	×××
(無形固定資産)		資本剰余金		ソフトウェア	×××	自己株式処分差益	×××
ソフトウェア	×××	資本準備金	B	その他	×××	資本剰余金合計	×××
のれん	×××	その他資本剰余金	C	(投資その他の資産)		利益剰余金	
その他	×××	資本剰余金合計	D	子会社株式	×××	利益準備金	×××
(投資その他の資産)		利益剰余金		投資有価証券	×××	任意積立金	×××
関係会社株式	×××	利益準備金	E	長期貸付金	×××	当期末処分利益	×××
投資有価証券	×××	その他利益剰余金	×××	長期前払費用	×××	利益剰余金合計	×××
出資金	×××	××積立金	F	その他	×××	株式等評価差額金	×××
長期貸付金	×××	繰越利益剰余金	G	貸倒引当金( )	×××	自己株式( )	×××
長期前払費用	×××	利益剰余金合計	H	固定資産合計	×××	資本合計	×××
繰延税金資産	×××	自己株式	I	繰延資産	×××		
その他	×××	株主資本合計	J	資産合計	×××	負債・資本合計	×××
貸倒引当金	×××	評価・換算差額等					
固定資産合計	×××	その他有価証券評価差額金	K				
繰延資産	×××	評価・換算差額等合計	L				
		新株予約権	M				
		純資産合計	N				
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××				

  

損益計算書の例示			損益計算書		
			損益計算書		
			自 平成××年×月×日		
			至 平成××年×月×日		
売上高		×××	経常損益の部		
売上原価		×××	営業損益の部		
売上総利益		×××	売上高		×××
			売上原価		×××



改正指針（平成 18 年 4 月 25 日）		旧指針（平成 17 年 8 月 1 日）	
販売費及び一般管理費	× × ×	売上総利益	× × ×
営業利益	× × ×	販売費及び一般管理費	× × ×
営業外収益		営業利益	× × ×
受取利息	× × ×	営業外損益の部	
受取配当金	× × ×	営業外収益	
雑収入	× × ×	受取利息	× × ×
営業外収益合計	× × ×	受取配当金	× × ×
営業外費用		雑収入	× × ×
支払利息	× × ×	営業外収益合計	× × ×
手形譲渡損	× × ×	営業外費用	
雑支出	× × ×	支払利息	× × ×
営業外費用合計	× × ×	雑支出	× × ×
経常利益	× × ×	営業外費用合計	× × ×
特別利益		経常利益	× × ×
固定資産売却益	× × ×	特別損益の部	
投資有価証券売却益	× × ×	特別利益	
前期損益修正益	× × ×	投資有価証券売却益	× × ×
特別利益合計	× × ×	特別利益合計	× × ×
特別損失		特別損失	
固定資産売却損	× × ×	固定資産除却損	× × ×
減損損失	× × ×	特別損失合計	× × ×
災害による損失	× × ×	税引前当期純利益	× × ×
特別損失合計	× × ×	法人税、住民税及び事業税	× × ×
税引前当期純利益	× × ×	法人税等調整額	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	当期純利益	× × ×
法人税等調整額	× × ×	前期繰越利益	× × ×
当期純利益	0	当期末処分利益	× × ×
注：貸借対照表のA～N及び損益計算書のQの各項目の金額は、株主資本等変動計算書の各「当期末残高」欄の金額と一致することになる。			
株主資本等変動計算書の例示（純資産の各項目を横に並べる様式例）		（新 設）	
（略）			
株主資本等変動計算書の例示（純資産の各項目を縦に並べる様式例）		（新 設）	
（略）			
株主資本等変動計算書に関する注記の例示		（新 設）	
（略）			